

令和2年7月27日

領事メール

【件名】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第51号）

【ポイント】

○オマーンの空港原則閉鎖は、8月末まで延期されました。

○民間航空庁（PACA）は、海外渡航者及びオマーンへの帰国者に係る指針を発表し、8月末まで継続するとしました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 オマーンの空港原則閉鎖は、8月末まで延期されました（引き続き、臨時便、ムサンダム定期便及び貨物便のみ運航）。

2 7月27日の当地報道によれば、民間航空庁（PACA）は、同23日に発表した海外渡航者及びオマーンへの帰国者に係る指針は8月末まで継続すると明らかにしました。同指針は以下のとおりです。以下（2）オの「外務省発行の許可証を取得」の手続きについては、照会中であり、委細判明次第お知らせします。

（1）出発時

ア オマーン国民は渡航先の国で有効な医療保険を付保しなければならない。

イ 旅行者は渡航先の国の措置に従うものとする。

ウ オマーン国民及び外国人がオマーンから国外へ旅行をする場合の許可は不要。

（2）到着時

ア オマーンに到着するオマーン国民は、14日間の自宅検疫措置を行わなければならない。

イ オマーンに到着する外国人は、14日間の施設検疫措置が必要であり、滞在先等を申告しなければならない。

ウ オマーンに到着する旅行者は、到着前にTarassud+をダウンロードして登録手続きを開始し、また検疫措置中に装着する感染者追跡ブレスレット代として5オマーンリアルを支払わなければならない。

エ 全ての旅行者は、オマーン滞在中に有効な医療保険を付保していなければならない。

オ 外国人は、自国の大使館、スポンサーまたは国営航空会社（オマーン航空とサラーム航空）を介してオマーン外務省発行の許可証を取得している場合に限り入国が可能。

3 オマーン保健省の発表によれば、7月26日時点で、感染症例数は77,058件、死亡件数は393件、治癒件数は57,028件に達し、同日の検査件数3,504件、入院件数は552件（新規69件、ICU177件）でした。

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出（7月25日から8月8日の午後7時から午前6時までの時間帯は、オマーン当局による外出

禁止を措置）は避けて、外出時にはマスクを忘れずに、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（＋968） 24601028

－FAX：（＋968） 24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>